

第3章 公認会計士試験の実施

1. 公認会計士試験制度

平成 15 年 5 月の公認会計士法の改正に伴い、平成 18 年から新たな試験制度により試験が実施されている。

(1) 平成 15 年公認会計士法の改正（試験制度改正の趣旨）

企業会計不正事件に対する国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信頼をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から金融審議会公認会計士制度部会において、公認会計士制度のあり方について検討が行われた（P101, 資料 3－1 参照）。

その後、公認会計士試験制度の大幅な見直し等を内容とする公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年 5 月に成立した。

具体的には、公認会計士試験の質を確保しつつ多様な人材を提供していくため、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付けの変更などを内容とする見直しが行われ、新たな制度による公認会計士試験が平成 18 年から実施されることとされた（P104, 資料 3－2 参照）。

(2) 新公認会計士試験制度の概要（P105, 資料 3－3 参照）

① 試験体系の簡素化

旧試験制度の 3 段階 5 回の試験体系（第 1 次試験、第 2 次試験（短答式試験及び論文式試験）、第 3 次試験（筆記試験及び口述試験））を 1 段階 2 回（短答式試験及び論文式試験）の試験体系に簡素化

② 試験科目の見直し

短答式試験 4 科目（財務会計論、管理会計論、監査論、企業法）及び論文式試験 5 科目（会計学、監査論、企業法、租税法、選択科目（経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目））へ変更

なお、旧試験制度の第 2 次試験の試験科目は、短答式試験が会計学及び商法、論文式試験が会計学（簿記、財務諸表論、原価計算、監査論）、商法及び選択科目（経営学、経済学、民法のうち 2 科目）。

③ 試験科目の一部免除の拡大

一定の要件を満たす実務経験者、専門職大学院修了者等に対する短答式試験の試験科目の一部免除の導入等

- ④ 短答式試験合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤ 論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

(参考) 平成15年の改正公認会計士法においては、旧試験制度の下での会計士補等に関して、一定の経過措置が設けられている(P106, 資料3-4参照)。

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 平成18年公認会計士試験

平成18年公認会計士試験受験願書提出者総数は、旧第2次試験合格者4,485人を含め20,796人となっている。

① 短答式試験

平成18年5月28日及び6月4日の2日間、全国の財務局等所在地で行われた。

短答式試験受験者は、旧2次試験合格者その他短答式試験免除者4,586人を除く16,210人であり、前年に比べ926人増加(6.1%増)した。合格者(同年7月5日発表)は、5,031人と、前年に比べ1,521人増加(43.3%増)した(P107, 資料3-5-1参照)。

② 論文式試験

平成18年8月22日から同月24日までの3日間にわたり、全国の財務局等所在地で行われた。9,617人が受験し、合格者(同年11月20日発表)は、3,108人となった。このうち旧第2次試験合格者等を除いた短答式試験受験者の最終合格者は1,372人となっており、前年の旧第2次試験合格者と比べ64人の増加(4.9%増)となった。

合格者の年齢別では、25歳以上30歳未満が1,457人(構成比46.9%)

と最も多く、続いて、20歳以上25歳未満の855人（構成比27.5%）となっており、30歳未満が全体の74.4%を占めている。合格者中の最高年齢は63歳、最低年齢は20歳、平均年齢は27.4歳という結果であった。

会社員の合格者は53人（構成比1.7%）となっており、前年に比べ42人増加した。また、女性の合格者は、619人（構成比19.9%）となっており、前年に比べ371人増加した。

合格者の学歴は、大学卒業者が2,568人（構成比82.6%）と最も多く、続いて、大学在学中の者が308人（構成比9.9%）となっている。

合格者の職業は、会計士補1,687人（構成比54.1%）を除くと、「無職」の者が564人（構成比18.2%）、続いて、大学生など「学生」の329人（構成比10.6%）となっている（P113, 資料3-5-2参照）。

《平成18年公認会計士試験結果の概要》

区 分	人 数	〔うち短答式試験受験者〕	(参考) 前年の 旧第2次試験
願書提出者数 (a)	20,796人	16,210人	15,322人
短答式試験受験者数	16,210人	16,210人	15,284人
短答式試験合格者数	5,031人	5,031人	3,510人
論文式試験受験者数	9,617人	5,031人	3,548人
最終合格者数 (b)	3,108人	1,372人	1,308人
合 格 率 (b/a)	14.9%	8.5%	8.5%

(注1)「願書提出者数」には、旧第2次試験合格者等の短答式試験免除者等4,586人が含まれる。

(注2)「論文式試験受験者数」には、「短答式試験合格者数」のほか、「旧第2次試験合格者等の短答式試験免除者等」が含まれる。

(2) 平成 19 年公認会計士試験

平成 19 年公認会計士試験受験願書提出者総数は、旧第 2 次試験合格者 2,706 人を含め 20,926 人となっている。なお、旧第 2 次試験合格者を除く受験願書提出者は 18,220 人であり、前年の 16,311 人に比べ 1,909 人 (11.7%) 増加した。

短答式試験については、平成 19 年 5 月 27 日及び 6 月 3 日の 2 日間、全国の財務局等所在地で行われた。

短答式試験受験者は、短答式試験免除者 (注 1) を除く 14,608 人であり、合格者 (同年 6 月 28 日発表) は、2,709 人となった。当該合格者数に、前年の短答式試験合格者で本年の短答式試験が免除された者として本年試験の願書を提出した者 3,532 人を加えると、短答式試験を通過した者は 6,241 人となり、18 年の短答式試験合格者 5,031 人に比べ、1,210 人の実質増加 (24.1%増) となっている。

短答式試験通過者に、旧第 2 次試験合格者等 2,786 人 (注 2) を加えた論文式試験受験資格者数は 9,027 人となった (P119, 資料 3-5-3 参照)。

(注 1) 旧第 2 次試験合格者 2,706 人のほか、前年の短答式試験合格者で本年の短答式試験を免除された者 3,532 人及び大学教授、司法試験合格者等の免除者 80 人。

(注 2) 旧第 2 次試験合格者の会計士補等 2,706 人及び大学教授、司法試験合格者等の免除者 80 人。

3. 新試験実施等に向けた取組み

(1) 新公認会計士試験システム

新公認会計士試験制度に対応したシステムの構築

平成 18 年からの新公認会計士試験の実施に向けて 17 年 10 月よりシステムの開発に着手し、18 年 1 月より運用を開始した。18 年度においては、さらなる事務の効率化やセキュリティ強化に対応する機能を開発し、迅速な試験結果の公表や多角的なデータ分析が可能になった。

(2) その他の取組み

① 公認会計士試験実施規則の改正

論文式試験の合格基準について、科目間等の得点調整につき偏差値

を導入したことに伴い、総点数の 60%（素点ベース）から 52%（偏差値ベース）の得点比率に変更するとともに、科目合格基準についても当該科目の総点数の 60%から同一の回の一括合格者の平均得点比率に変更することとした（平成 18 年 12 月 19 日公認会計士試験実施規則を一部改正（P125, 資料 3－6 参照））。

② 試験委員の選任

平成 19 年公認会計士試験の試験委員については、財務会計論 18 名、管理会計論 12 名、監査論 16 名、企業法 12 名、租税法 16 名、経営学 8 名、経済学 8 名、民法 4 名、統計学 4 名の計 98 名を、平成 18 年 11 月 21 日の審査会の了承を経て内閣総理大臣に推薦し、平成 18 年 12 月 13 日付で発令された。

4. 公認会計士試験の実施面での改善にかかる検討

会計監査の重要性の高まりや、公認会計士が必要とされる業務範囲の拡大等に伴い、公認会計士の質と量の確保が要請される中、平成 15 年の改正公認会計士法による試験制度改正の趣旨を踏まえつつ、実施面での改善に向けた検討を行うため、公認会計士試験実施検討小委員会の下に公認会計士試験実施検討グループを設け、平成 19 年 7 月 3 日に第 1 回会議を、7 月 24 日に第 2 回会議を開催した（P129, 資料 3－7 参照）。

同グループは、改善の方向性が示された具体策について、審査会に対してその検討状況の経過報告を行い、審査会はこれを踏まえ、平成 19 年 9 月 6 日に、平成 20 年試験より実施する事項等について中間報告として公表した（P130, 資料 3－8 参照）。

中間報告では、短答式試験の日程を現行の 2 日間から 1 日に短縮するほか、論文式試験について、現行の企業法、民法に加えて、会計学、監査論、租税法についても、法文、基準集を受験時に配布することとしている。更に平成 22 年試験より論文式試験に先立って、短答式試験を年 2 回実施する方向で検討することとしている。